2026年11月９日

各　位

会社名　　日　本　電　波　工　業　株　式　会　社
代表者名　代表取締役執行役員社長　　加　藤　啓　美
（コード番号　６７７９　東証プライム）
問合せ先　取締役常務執行役員管理本部長　竹　内　謙
（ＴＥＬ．０３－５４５３－６７１１）

従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 11 月９日開催の取締役会において、当社の従業員のうち管理職を対象としたインセンティブ・プランとして、従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度導入の目的

当社は、従業員のうち管理職に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上および企業価値の増大への管理職の貢献意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

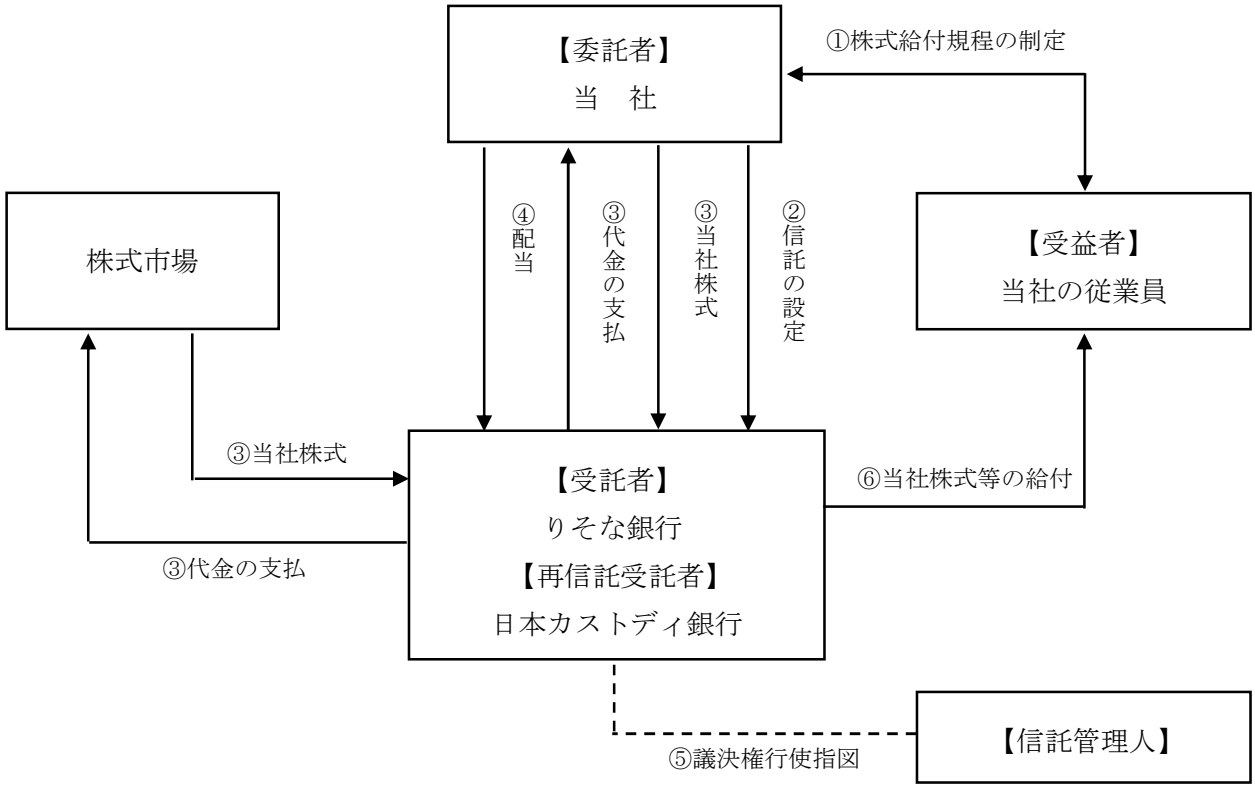
２．本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、あらかじめ定めた株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、併せて「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、対象となる当社の従業員に対して、株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、所定の手続きを行うことにより、当該付与ポイントに応じた当社株式等を給付します。なお、当該信託設定に係る金銭は全額を当社が拠出するため、当社の従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社の従業員は、当社株式等の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果並びに、リテンション効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式等についての議決権行使は、受益者要件を満たす当社の従業員の意思が反映されるため、当社の従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

３．本制度の仕組み



①当社は、本制度の導入に際し、取締役会において株式給付規程を制定します。
②当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
③本信託は、上記②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場（立会外取引を含む）を通じてまたは、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、本信託設定時は株式市場（立会外取引を含む）を通じて取得します。
④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
⑤本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
⑥当社の従業員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づきポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社の従業員に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。

※受益者要件を充足する当社の従業員への当社株式等の給付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

４．本信託契約の概要

①名称	従業員向け株式給付信託
②委託者	当社
③受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④受益者	当社の従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社の従業員から選定
⑥信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日	2026 年 11 月 10 日（予定）
⑧金銭を信託する日	2026 年 11 月 10 日（予定）
⑨信託の期間	2026 年 11 月 10 日（予定）から本信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。）

５．本信託の設定時における当社株式の取得内容

①取得株式の種類	当社普通株式
②株式取得資金として信託する金額	66,000,000 円
③取得株式の総数（上限）	22,000 株
④株式の取得期間	2026 年 11 月 10 日～2026 年 12 月 9 日（予定）
⑤株式の取得方法	株式市場(立会外取引を含む)を通じて取得

以 上